

議案第42号

逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月8日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

逗子市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）の施行に伴い、関係諸規定の整備の要あるため提案する。